

証券コード 5641

平成25年6月10日

株主各位

宮城県柴田郡村田町大字沼辺字方作39番地

T D F 株式会社

代表取締役社長 佐々木 誠

第126回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第126回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 宮城県柴田郡柴田町船岡中央1-2-3
ホテル原田inさくら（2F）
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第126期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第126期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 共同株式移転による完全親会社設立の件
 - 第3号議案 取締役4名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件

4. その他本招集通知に関する事項

当社は、法令及び定款第20条の規定により、次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<http://www.tdforge.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。

①株式会社アイメタルテクノロジーの平成25年3月期に係る計算書類等の内容

②自動車部品工業株式会社の平成25年3月期に係る計算書類等の内容

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引続いてご出席くださいますようご案内申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tdforge.co.jp>) に掲載させていただきます。

◎節電への協力のため、当日、当社の役員及び係員はクールビズ（ノーネクタイ）にて対応させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第126期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は31,667,164円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 共同株式移転による完全親会社設立の件

1. 本株式移転を行なう理由

株式会社アイメタルテクノロジー（以下「アイメタルテクノロジー」といいます。）は主として鋳造品を、テーデーエフ株式会社（以下「テーデーエフ」といいます。）は主として鍛造品を、自動車部品工業株式会社（以下「自動車部品工業」といい、アイメタルテクノロジー及びテーデーエフとあわせて、「3社」と総称します。）は主として機械加工品及び部品の組立を、それぞれトラックメーカーや建設機械メーカーに供給し、長年、自動車産業・建設機械産業の発展に寄与してまいりましたが、近年3社を取り巻く事業環境（市場環境及び競争環境）は大きく変化してきております。

国内においては、足元ではエコカー補助金終了の反動によりトラック用部品の需要に若干の落ち込みが見られるものの、東日本大震災からの復興ニーズもあり、当面の需要は底堅く推移するものと認識しております。しかしながら、長期的には需要の大幅な伸びは見込めないものと考えております。海外においては、ASEAN地域やその他の新興国等での急速な市場拡大に伴い、3社の主要顧客各社も現地での生産拡大を進めており、いずれも顧客ニーズに合わせた海外展開を進めることが急務となってきております。また、韓国や中国を始めとした新興国の部品メーカーも着実に力をつけてきており、低価格を武器として、3社の主要顧客である日系のトラックメーカーや建設機械メーカーにも

取引範囲を広げているなど、海外展開における競争環境は厳しさを増しております。

このような経営環境のもと、3社はそれぞれの持つ経営資源及び技術力を集中し相互補完することで3社の強みを統合するとともに、迅速な海外展開を実現し、現地での一貫生産によるコスト競争力向上を通じ、顧客ニーズに応えることで継続的に事業を発展させていくことを目的として経営統合することで合意に至りました。

また、3社は、それぞれ長年培ってきた企業文化や経営理念を尊重し、3社の国内事業の枠組みを基本的には維持しつつ、海外での事業展開等の迅速さと一定の規模が求められる分野における協業効果を十分に発揮できる体制を目指しております。3社の独立性を維持しつつリソースの最適かつ効果的な投入を図るため、3社による共同株式移転により持株会社を設立し、持株会社の経営・事業戦略の下で機動的なグループ経営を実現する体制とすることがもっとも相応しいと判断をするに至りました。

3社は、上記の合意に基づき、平成25年3月29日に基本合意書（以下「本件基本合意書」といいます。）を締結し、さらに同年5月24日には、経営統合契約（以下「本件経営統合契約」といいます。）を締結した上で、共同して株式移転計画（以下「本件株式移転計画」といいます。）を作成しております。

この経営統合により、今後次に掲げる課題に取り組んでいく方針です。

- ・ ASEAN地域を中心とした海外事業の迅速な展開と事業拡大

顧客の海外展開に呼応して速やかに事業展開するには、単独のリソースには限界があり、3社が持つ人的・資金的リソースを最適かつ効率的に組み合わせることにより、よりスピーディーかつ採算に見合う規模の展開や、素材（鍛造品・鋳造品）から加工組立に至る一貫生産により付加価値の高い製品の提供が可能となります。

- ・ 国内事業の役割の進化・発展

今後国内事業規模の大幅な拡大は望めない中、国内事業の役割は大きく変えていくべきものと考えております。3社がそれぞれ国内に有する既存のリソースを連携させ活用することにより、海外事業展開の基礎となる中核技術の改良／開発を担う拠点としての、また一層のコストダウンに向けた新技術の研究拠点としての国内事業の役割（ものづくりのマザー機能）を強化していく方針です。

- ・ 新製品・新技術や低コスト製品の提案を通じた顧客基盤の拡大・安定化

グローバル化が加速する経営環境で競争に打ち勝っていくためには、3

社が持つ企業価値のさらなる増大が必要と考えております。そのためには、鍛造技術、鋳造技術、加工技術、組立技術を組み合わせることで、新たな製品／技術や低コスト製品の提案を通じた新規顧客の開拓や、構成部品のモジュール化が浸透しつつある自動車業界での顧客基盤の拡大／安定化が必要であり、本経営統合によりその実現が可能であると考えております。

本議案は、以上の目的のため、アイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業が共同して会社法第772条に基づく株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行うことにより、完全親会社「I J Tテクノロジーホールディングス株式会社」（以下「I J Tテクノロジーホールディングス」といいます。）を設立し、その完全子会社となることにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 本株式移転計画の内容の概要

株式移転計画書（写）

株式会社アイメタルテクノロジー（以下「甲」という。）、テーデーエフ株式会社（以下「乙」という。）及び自動車部品工業株式会社（以下「丙」という。）は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条 （株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲、乙及び丙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「丁」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲、乙及び丙の発行済株式の全部を丁に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条 （丁の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 丁の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

(1) 目的

丁の目的は、別紙「定款」（以下「別紙定款」という。）第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

丁の商号は、「IJTテクノロジーホールディングス株式会社」とし、
英文では「IJT Technology Holdings Co., Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

丁の本店の所在地は、東京都港区とする。

(4) 発行可能株式総数

丁の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、丁の定款で定める事項は、別紙定款記載のとおりとする。

第3条 (丁の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の
名称)

1. 丁の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

鈴木 浩
清水 康昭
増田 克己
大岡 信一
佐々木 誠
伊藤 正敏
境 琢磨
齋藤 誠

2. 丁の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

山田 勉
本木 潤
宮崎 健司
土屋 市郎

3. 丁の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

第4条 (丁が本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

丁は、本株式移転に際して、本株式移転により丁が甲、乙及び丙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主、乙の株主及び丙の株主に対し、その所有する甲、乙又は丙の普通株式につき、次の割合をもって丁の普通株式を割り当て交付する。

- (1) 甲の株主については、その所有する甲の普通株式1株につき丁の普通株式0.34株
- (2) 乙の株主については、その所有する乙の普通株式1株につき丁の普通株式0.40株
- (3) 丙の株主については、その所有する丙の普通株式1株につき丁の普通株式1株

第5条 (丁の資本金及び準備金の額に関する事項)

丁の成立の日における丁の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
5,500百万円
- (2) 資本準備金の額
1,375百万円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条 (丁の成立の日)

丁の設立の登記をすべき日（以下「丁の成立の日」という。）は、平成25年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙丙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条 (本計画承認株主総会)

1. 甲は、平成25年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認の決議及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成25年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認の決議及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 丙は、平成25年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認の決議及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
4. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙丙協議の上、合意により前三項に定める定時株主総会の開催日を変更することができる。

第8条 (株式上場、株主名簿管理人)

1. 丁は、丁の成立の日において、その発行する普通株式を東京証券取引所市場第二部に上場することを予定する。

2. 丁の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条 （剰余金の配当）

1. 甲は、平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり3円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり2円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 丙は、平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり6円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
4. 甲、乙及び丙は、他のすべての当事者の同意がない限り、前各項に定める場合を除き、本計画の作成後丁の成立の日に至るまでの間、丁の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第10条 （会社財産の管理等）

1. 甲、乙及び丙は、本計画の作成後丁の成立の日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、本計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ甲乙丙協議の上、他のすべての当事者の同意を得てこれを行う。
2. 甲、乙及び丙は、丁の成立の日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、基準時の直前時において有するすべての自己株式（本株式移転に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、実務上可能な範囲において、基準時の直前時をもって消却するものとする。

第11条 （本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲、乙若しくは丙の株主総会のいずれかにおいて本計画の承認の決議若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本株式移転に関し法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は甲、乙及び丙が別途合意した場合には、その効力を失うものとする。

第12条 （本株式移転の条件等の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後丁の成立の日に至るまでの間において、甲、乙又は丙の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲乙丙協議の上、合意により、本株式移転の条件その他の本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第13条 （協議事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲、乙及び丙が別途協議の上定めるものとする。

本計画の作成を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月24日

甲 茨城県土浦市北神立町4番2
株式会社アイメタルテクノロジー
代表取締役社長 大岡 信一 ㊟

乙 宮城県柴田郡村田町大字沼辺字方作39番地
テーダーエフ株式会社
代表取締役社長 佐々木 誠 ㊟

丙 神奈川県海老名市上郷四丁目3番1号
自動車部品工業株式会社
代表取締役社長 清水 康昭 ㊟

(別紙)

定 款
第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、I J Tテクノロジーホールディングス株式会社と称し、英文ではIJT Technology Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することならびにこれに附帯する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車用鋳物、建設機械用鋳物、産業車両用鋳物および一般鋳物の製造、仕入、加工および販売
- (2) 前号に掲げる鋳物以外の自動車その他の車両の部品および内燃機関、建設機械用部品、産業車両用部品ならびに産業機械用部品の製造、仕入、加工および販売
- (3) 鍛工品および鋳造品の製造および販売
- (4) 鍛工品および鋳造品の機械加工ならびに組立部品の製造および販売
- (5) ねじおよびねじ付部品の製造および販売
- (6) 自動車の付属品の製造および販売
- (7) プラスチック、ゴム、セラミックス、合成樹脂等の工業用製品の製造、仕入および販売
- (8) 鋳造用、金属加工用、金属工作用、金属素材検査用および測定用機械・装置の製造、仕入および販売
- (9) 建築用金属製品の製造、仕入および販売
- (10) 鍛造機械、工作機械、プレス機械、動力機械、建設機械および運搬機械等の設計、製造、販売および修理
- (11) 各種治具、工具、金型および樹脂型等の製造、仕入および販売
- (12) 鋳物の製造に係わる砂、合金鉄および加炭剤等の仕入および販売
- (13) 土木、建築、造園工事ならびに建物・構築物の設計、施工、監理、管理、修繕および請負
- (14) 不動産の売買、賃貸、仲介および管理

- (15) 冷暖房・給排水設備および発電、送電、配電用電気機材の設計、製造、販売、施工、管理および修繕
- (16) 汚水・污泥処理装置および粉塵・ばい煙補修装置の製造、販売および施工
- (17) 産業廃棄物の再生処理およびそれより生ずる土木建築用材料・園芸用材料の製造および販売
- (18) 一般・産業廃棄物処理装置および産業廃棄物の再生用機械の製造、販売および施工
- (19) 情報処理の受託およびソフトウェアの開発、販売および賃貸
- (20) 有価証券の保有、運用および売買
- (21) 自動車販売代理業
- (22) 一般貨物自動車運送事業および倉庫業
- (23) 生命保険募集業務、損害保険代理業務、金銭貸付業務の斡旋ならびに工作機械、コンピュータ等の総合リースおよびレンタル業
- (24) 園芸植物の栽培技術の研究およびその成果品の製造および販売
- (25) スポーツ施設、宿泊施設および飲食店の経営
- (26) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
- (27) 建築物、その付属設備の清掃および造園、除雪の各事業
- (28) 食料品、清涼飲料、衣料品、書籍、商品券、ギフト券および日用品雑貨等の販売および斡旋
- (29) 前各号に掲げた事業のコンサルティング、技術・ノウハウの開発、提供および販売
- (30) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第18条 当会社の取締役は、5名以上とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、取締役社長は、代表取締役中よりこれを選定する。

(取締役会の招集者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる社外取締役（社外取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(相談役および顧問)

第28条 当社は、取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第29条 当社の監査役は、3名以上とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報 酬 等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報 酬 等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

- 第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 前項の未払配当財産には利息を付けない。

附 則

(最初の事業年度)

- 第1条 当会社の最初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成26年3月31日までとする。

(最初の取締役および監査役の報酬等)

- 第2条 第26条および第35条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の総額は金150百万円以内とし、監査役の報酬等の総額は金60百万円以内とする。

(附則の削除)

- 第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) アイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業は、それらが株式移転完全子会社として共同して行う本株式移転によるI J Tテクノロジーホールディングスの設立に際し、それぞれの株主に対し交付するI J Tテクノロジーホールディングスの普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

① 株式移転比率

アイメタルテクノロジーの普通株式1株に対してI J Tテクノロジーホールディングスの普通株式0.34株、テーデーエフの普通株式1株に対してI J Tテクノロジーホールディングスの普通株式0.40株、自動車部品工業の普通株式1株に対してI J Tテクノロジーホールディングスの普通株式1株をそれぞれ割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、3社による協議のうえ、変更することがあります。

また、I J Tテクノロジーホールディングスが本株式移転により発行する新株式数は49,156,787株の予定であります。これは、平成25年3月31日時点における、アイメタルテクノロジーの発行済株式総数（45,000,000株）、テーデーエフの発行済株式総数（15,885,928株）、自動車部品工業の発行済株式総数（27,573,000株）に基づいて算出しておりますが、アイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業は、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、アイメタルテクノロジーが平成25年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式31,992株、テーデーエフが平成25年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式52,346株及び自動車部品工業が平成25年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式38,768株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。さらに、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際にI J Tテクノロジーホールディングスが交付する新株式数は変動することがあります。

なお、I J Tテクノロジーホールディングスの単元株式数は、100株といたします。

② 株式移転比率の算定根拠等

(a) 算定の基礎

アイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、アイメタルテクノロジーは株式会社マーバルパートナーズ（以下「マーバルパートナーズ」といいます。）、テーデーエフはトラスティーズ・アドバイザー株式会社（以下「トラスティーズ・アドバイザー」といいます。）、自動車部品工業は株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定をそれぞれ依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

マーバルパートナーズは、3社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行い、また、市場株価法に加え、3社の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。市場株価法については、平成25年3月28日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間、ならびに6ヶ月間の終値平均株価を採用しております。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の評価レンジは、自動車部品工業の普通株式1株に対する、アイメタルテクノロジー及びテーデーエフの普通株式の評価レンジを記載したものです。

	採用手法	アイメタルテクノロジー 株式移転比率の評価レンジ	テーデーエフ 株式移転比率の評価レンジ
①	市場株価法	0.33 ～ 0.40	0.40 ～ 0.45
②	DCF法	0.16 ～ 0.43	0.27 ～ 0.62

マーバルパートナーズは、株式移転比率の算定に際して、3社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用しておりますが、これらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、3社及びその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）若しくは各種引当について、個別の資産及び負債ならびに引当の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。マーバルパートナーズの比率算定は、平成25年3月28日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、3社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、3社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。

トラスティーズ・アドバイザーは、3社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行い、また、市場株価法に加え、3社の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにDCF法による算定を行うとともに、3社と類似の事業を営む上場企業が複数存在することから類似公開会社比準法による算定も行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の評価レンジは、自動車部品工業の普通株式1株に対する、アイメタルテクノロジー及びテーデーエフの普通株式の評価レンジを記載したものです。

	採用手法	アイメタルテクノロジー 株式移転比率の評価レンジ	テーデーエフ 株式移転比率の評価レンジ
①	市場株価法	0.34 ～ 0.40	0.40 ～ 0.45
②	DCF法	0.29 ～ 0.47	0.32 ～ 0.52
③	類似公開会社 比準法	0.20 ～ 0.42	0.23 ～ 0.46

市場株価法については、平成25年3月28日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値平均株価、3ヶ月間の終値平均株価、ならびに6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

トラスティーズ・アドバイザーは、株式移転比率の算定に際して、3社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それら

の資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、3社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）若しくは各種引当について、個別の資産及び負債ならびに引当の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。トラスティーズ・アドバイザーの比率算定は、平成25年3月28日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、3社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、3社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。

AGSコンサルティングは、3社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行い、また、市場株価法に加え、3社の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにDCF法による算定を行うとともに、3社と類似の事業を営む上場企業が複数存在することから類似会社比較法による算定も行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の評価レンジは、自動車部品工業の普通株式1株に対する、アイメタルテクノロジー及びテーデーエフの普通株式の評価レンジを記載したものです。

	採用手法	アイメタルテクノロジー 株式移転比率の評価レンジ	テーデーエフ 株式移転比率の評価レンジ
①	市場株価法	0.29 ～ 0.47	0.32 ～ 0.56
②	DCF法	0.12 ～ 0.39	0.32 ～ 0.54
③	類似会社比較法	0.23 ～ 0.57	0.39 ～ 0.69

市場株価法については、平成25年3月28日を算定基準日として、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値平均株価、3ヶ月間の終値平均株価、ならびに6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

AGSコンサルティングは、株式移転比率の算定に際して、3社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、3社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）若しくは各種引当について、個別の資産及び負債ならびに引当の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査

定の依頼も行っておりません。AGSコンサルティングの比率算定は、平成25年3月28日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、3社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、3社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。

なお、マーバルパートナーズ、トラスティーズ・アドバイザリー及びAGSコンサルティングがDCF法の前提とした3社各社の事業計画においては、今後の事業環境の好転による売上増加等により増収増益を見込んでおります。自動車部品工業の事業計画では、前事業年度と比較して30%を超える増減益は見込まれておりませんが、アイメタルテクノロジー及びテーデーエフの事業計画では、前事業年度と比較して30%を超える増益を見込んでいる事業年度があります。

(b) 算定の経緯

上記のとおり、アイメタルテクノロジーはマーバルパートナーズに対し、テーデーエフはトラスティーズ・アドバイザリーに対し、自動車部品工業はAGSコンサルティングに対し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、3社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成25年3月29日付の本件基本合意書において上記株式移転比率に合意いたしました。また、3社は、同年5月24日付の本件経営統合契約においても上記株式移転比率に合意しておりますが、かかる合意に当たっては、本件基本合意書において合意した上記株式移転比率の算定の基礎について、その後、上記株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変動がないことを確認しております。

(c) 算定機関との関係

算定機関であるマーバルパートナーズ、トラスティーズ・アドバイザリー及びAGSコンサルティングは、いずれもアイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業ならびにアイメタルテクノロジーの親会社であり、テーデーエフ及び自動車部品工業の関連会社であるいすゞ自動車株式会社（以下「いすゞ」といいます。）の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

③ 公正性を担保するための措置

本株式移転の当事会社であるアイメタルテクノロジーはいすゞの子会社であり、テーデーエフ及び自動車部品工業はいずれもいすゞを筆頭株主とするいすゞの関連会社です。また、本株式移転後の共同持株会社及びその完全子会社となる3社はいずれもいすゞの子会社となることが予定されており

ます。本株式移転は、上記のとおり、いすゞの子会社といすゞの関連会社間での取引であり、また、本株式移転の結果、共同持株会社及びその完全子会社となる3社がいずれもいすゞの子会社となることが予定されていることから、本株式移転の公正性を担保するとの観点から、3社及びいすゞから独立した第三者算定機関として、アイメタルテクノロジーはマーバルパートナーズを、テーデーエフはトラスティーズ・アドバイザーを、自動車部品工業はAGSコンサルティングをそれぞれ選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。

なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

④ 利益相反を回避するための措置

上記のとおり、当事会社であるアイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業はいずれもいすゞを筆頭株主とするいすゞの子会社又は関連会社ですが、アイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業には、いすゞ又は本株式移転の他の当事会社の役員又は従業員を兼務又は兼職している取締役は存在しないことから、本件基本合意書及び本件経営統合契約の締結に係る各社の取締役会における審議及び決議に関し、利益相反はありません。したがって、各社の取締役会決議に際し、利益相反を回避するための特段の措置は講じておりません。

なお、3社の平成25年3月29日開催の取締役会においては、各社の取締役全員が出席し、全会一致の決議により、本件基本合意書の締結が承認されており、また、3社の同年5月24日開催の取締役会においても、各社の取締役全員が出席し、全会一致の決議により、本件経営統合契約の締結及び本件株式移転計画の作成が承認されております。

(2) I J Tテクノロジーホールディングスの資本金及び準備金の額は、資本金の額を5,500百万円、資本準備金の額を1,375百万円、利益準備金の額を0円と決定いたしました。なお、係る資本金及び準備金の額は、設立後のI J Tテクノロジーホールディングスの資本政策等を総合的に考慮・検討し、アイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業との間で協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものです。

4. アイメタルテクノロジーについての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

アイメタルテクノロジーの平成25年3月期に係る計算書類等の内容は、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.tdforge.co.jp>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 自動車部品工業についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

自動車部品の平成25年3月期に係る計算書類等の内容は、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.tdforge.co.jp>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. IJTテクノロジーホールディングスの取締役となる者に関する事項

IJTテクノロジーホールディングスの取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有するアイメタルテクノロジーの株式数 (2) 所有するテーデーエフの株式数 (3) 所有する自動車部品工業の株式数 (4) 割当てられるIJTテクノロジーホールディングスの株式数
<p>すず き ひろし 鈴木 浩 (昭和22年2月28日生)</p>	<p>昭和44年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成17年4月 同社取締役副社長 平成19年6月 自動車部品工業(株)代表取締役会長 平成23年6月 (株)アイメタルテクノロジー代表取締役会長(現任)</p>	<p>(1) 59,000株 (2) 10,000株 (3) 67,000株 (4) 91,060株</p>
<p>し みず やす あき 清水 康昭 (昭和26年6月20日生)</p>	<p>昭和49年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成14年11月 青森いすゞ自動車(株)専務取締役 平成16年4月 いすゞ自動車(株)執行役員技術本部購買部門購買業務部・協力企業管理部執行担当 平成18年4月 同社上席執行役員技術本部購買部門買業務部・調達管理部・購買コスト管理部執行担当 平成19年6月 同社取締役購買部門統括代行 平成19年12月 同社取締役購買部門統括 平成21年2月 同社取締役専務執行役員購買部門分掌企画・財務部門統括 平成23年2月 自動車部品工業(株)顧問 平成23年6月 同社代表取締役社長(現任)</p>	<p>(1) 0株 (2) 0株 (3) 16,000株 (4) 16,000株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有するアイメタルテクノロジーの株式数 (2) 所有するテーデーエフの株式数 (3) 所有する自動車部品工業の株式数 (4) 割当てられるIJTテクノロジーホールディングスの株式数
ます だ かつ み 増田 克己 (昭和28年1月15日生)	昭和50年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成9年9月 いすゞモータースアクセプタンスコーポレーション取締役社長 平成15年6月 いすゞバス製造(株)取締役 平成16年10月 ジェイ・バス(株)常務執行役員 平成21年6月 テーデーエフ(株)専務取締役財務担当 平成21年6月 トーカイ(株)取締役(現任) 平成22年10月 テーデーエフ(株)営業部門・総務部門・財務部門所管 平成24年6月 同社営業部門・総務部門・財務部門所管・全社CSR推進統括(現任) 平成25年3月 PT. TJ Forge Indonesia 監査役(現任)	(1) 0株 (2) 36,000株 (3) 0株 (4) 14,400株
おお おか しん いち 大岡 信一 (昭和27年12月23日生)	昭和50年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成17年4月 同社執行役員 平成18年4月 いすゞモーターズジャーマニーゲーエムベーハー代表取締役社長 平成20年5月 (株)いすゞ中央研究所取締役副社長 平成21年2月 (株)アイメタルテクノロジー顧問 平成21年6月 同社代表取締役社長(現任)	(1) 89,000株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 30,260株
さ さ き まこと 佐々木 誠 (昭和25年8月4日生)	昭和53年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成11年4月 泰国いすゞ自動車(株)取締役副社長 平成18年4月 いすゞ自動車(株)執行役員 平成21年6月 テーデーエフ(株)代表取締役社長(現任) 平成21年6月 トーカイ(株)取締役(現任)	(1) 0株 (2) 44,000株 (3) 0株 (4) 17,600株

<p>氏名 (生年月日)</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p>	<p>(1) 所有するアイメタルテクノロジーの株式数 (2) 所有するテーデーエフの株式数 (3) 所有する自動車部品工業の株式数 (4) 割当てられるJ J Tテクノロジーホールディングスの株式数</p>
<p>伊藤正敏 (昭和30年2月15日生)</p>	<p>昭和53年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成19年4月 泰国エンジン製造(株)取締役社長 平成22年4月 いすゞ自動車(株)執行役員技術本部生産部門生産企画部・車両技術部・P T技術部・要素技術部執行担当 平成24年4月 同社執行役員生産部門生産企画部・車両技術部・P T技術部・要素技術部執行担当 平成25年4月 自動車部品工業(株)上席執行役員生産(製造・生産管理・保全・I MM)統括 平成25年5月 同社上席執行役員生産(製造・生産管理・保全・I MM)統括兼T J F I生産準備室長(現任)</p>	<p>(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株</p>
<p>境琢磨 (昭和29年8月31日生)</p>	<p>昭和53年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成20年4月 自動車部品工業(株)執行役員経営企画・総務統括 平成20年6月 同社取締役経営企画・総務統括 平成22年4月 同社常務取締役経営企画・総務統括 平成24年4月 同社専務取締役経営企画・海外事業・総務統括 平成25年4月 同社取締役専務執行役員経営企画・海外事業・総務統括 平成25年5月 同社取締役専務執行役員経営企画・海外事業・総務統括兼HDC事業準備室長兼T J F I事業準備室長(現任)</p>	<p>(1) 0株 (2) 0株 (3) 35,000株 (4) 35,000株</p>

<p>氏 名 (生年月日)</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p>	<p>(1) 所有するアイメタルテクノロジーの株式数 (2) 所有するテーデーエフの株式数 (3) 所有する自動車部品工業の株式数 (4) 割当てられるIJTテクノロジーホールディングスの株式数</p>
<p>さいとう まこと 齋藤 誠 (昭和32年7月30日生)</p>	<p>昭和55年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成15年4月 いすゞモーターズアメリカインク取締役副社長兼CFO 平成20年11月 いすゞノースアメリカコーポレーション取締役 平成21年2月 (株)アイメタルテクノロジー上席執行役員管理本部経営企画部門統括 平成21年6月 同社取締役兼上席執行役員経営企画部門統括 平成22年6月 同社常務取締役監査部門・経営企画部門・管理部門統括 平成22年10月 同社常務取締役経営企画部門・管理部門統括 平成23年6月 同社常務取締役企画管理部門統括(現任)</p>	<p>(1) 39,000株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 13,260株</p>

(注) 各取締役候補者と当社、アイメタルテクノロジー及び自動車部品工業との間には特別の利害関係はありません。また、IJTテクノロジーホールディングスとの間に特別の利害関係が生じる予定もありません。

8. I J Tテクノロジーホールディングスの監査役となる者に関する事項
 I J Tテクノロジーホールディングスの監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	(1) 所有するアイメタルテクノロジーの株式数 (2) 所有するテーデーエフの株式数 (3) 所有する自動車部品工業の株式数 (4) 割当てられるI J Tテクノロジーホールディングスの株式数
やま だ つとむ 山 田 勉 (昭和26年1月14日生)	昭和52年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成16年4月 同社執行役員LCV-VLE 平成18年4月 同社上席執行役員LCV-VLE 平成19年4月 同社上席執行役員監査部門・品質保証部門統括 平成21年2月 同社常務執行役員監査部門・品質保証部門統括 平成22年6月 同社取締役常務執行役員CSR部門・品質保証部門統括(現任)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株
もと き じゅん 本 木 潤 (昭和31年4月30日生)	昭和54年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成10年12月 いすゞモーターズアメリカインクDMAX社長 平成20年4月 いすゞ自動車(株)生産部門PT工務部・PT製造第一部・PT製造第二部・PT製造第三部・PT製造第四部・PT品質管理部執行担当 平成21年2月 同社執行役員生産部門PT工務部・PT製造第一部・PT製造第三部・PT製造第四部・PT品質管理部執行担当 平成24年4月 同社常務執行役員生産部門PT工務部・PT製造第一部・PT製造第三部・PT製造第四部・PT品質管理部執行担当 平成25年4月 同社常務執行役員技術本部生産部門生産企画部・工務部・新規事業開発執行担当(現任)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株
みや ぎき けん じ 宮 崎 健 司 (昭和34年1月31日生)	昭和56年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成20年4月 同社経営企画部・財務部・経理部執行担当 平成21年2月 同社企画・財務部門統括補佐 平成22年4月 いすゞネットワーク(株)常務取締役 平成22年10月 いすゞ自動車販売(株)常務取締役 平成25年4月 いすゞ自動車(株)執行役員企画・財務部門統括補佐(現任)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 0株

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	(1) 所有するアイメタルテクノロジーの株式数 (2) 所有するテーデーエフの株式数 (3) 所有する自動車部品工業の株式数 (4) 割当てられるIJTテクノロジーホールディングスの株式数
つちやいちろう 土屋市郎 (昭和26年1月6日生)	昭和48年4月 三菱信託銀行(株)(現三菱UFJ信託銀行(株))入社 平成14年6月 同社執行役員本店営業部長 平成16年6月 菱進リゾート(株)代表取締役社長 平成17年6月 (株)アイメタルテクノロジー監査役(現任) 平成18年6月 三菱UFJトラスト保証(株)代表取締役会長(現任) 平成18年6月 丸全昭和運輸(株)社外監査役 平成23年6月 自動車部品工業(株)社外監査役(現任)	(1) 8,000株 (2) 0株 (3) 0株 (4) 2,720株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社、アイメタルテクノロジー及び自動車部品工業との間には特別の利害関係はありません。また、IJTテクノロジーホールディングスとの間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 山田 勉氏、本木 潤氏、宮崎健司氏及び土屋市郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山田 勉氏につきましては、監査部門で培われた知識及び経験を、IJTテクノロジーホールディングスの監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 本木 潤氏につきましては、企業経営者として豊富な経験を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 宮崎健司氏につきましては、長年にわたり財務部門での業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、IJTテクノロジーホールディングスの監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 土屋市郎氏につきましては、企業経営面に関する高い専門性と豊富な経験を有しており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正にIJTテクノロジーホールディングスが社会に果たすべき役割を認識し、監督することができると判断いたしましたので、社外監査役として選任をお願いするものであります。
7. IJTテクノロジーホールディングスは、各社外監査役との間において、責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
8. IJTテクノロジーホールディングスは、土屋市郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
9. 宮崎健司氏は、平成25年6月開催予定のジェイ・パス株式会社の定時株主総会における選任決議を経て同社の社外監査役に就任する予定です。

9. I J Tテクノロジーホールディングスの会計監査人となる者に関する事項
 I J Tテクノロジーホールディングスの会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名 称	新日本有限責任監査法人
主たる事務所の所在場所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
沿 革	平成12年4月 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併して監査法人太田昭和センチュリー設立。 平成13年7月 新日本監査法人に名称変更 平成20年7月 新日本有限責任監査法人となり現在に至る。

10. 本議案の決議に関する事項

本議案につきましては、アイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業の3社において、上記2. に掲げた本件株式移転計画第7条（本計画承認株主総会）に定める株主総会における承認を得られることにより、効力が生じるものといたします。

また、本件株式移転計画第12条（本株式移転の条件等の変更及び本株式移転の中止）に定める事項により、本件株式移転計画の効力が失われた場合、又は本株式移転を中止した場合は、本議案の決議は失効するものといたします。

第3号議案 取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役佐々木誠、増田克己、野村節雄、松嶋健二、三浦昌則の各氏は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	さ さ き まこと 佐々木 誠 (昭和25年8月4日生)	昭和53年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成8年10月 同社 RV工場 工場長 平成11年4月 泰国いすゞ自動車(株)取締役副社長 平成17年4月 いすゞ自動車(株)藤沢工場工場長 平成18年4月 同社 執行役員 平成21年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成21年6月 トーカイ(株)取締役(現任)	44,000株
2	ます だ かつ み 増田 克己 (昭和28年1月15日生)	昭和50年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成9年9月 いすゞモータースアクセプタンスコーポレーション取締役社長 平成13年5月 いすゞ自動車(株)海外プロジェクト部長 平成15年6月 いすゞバス製造(株)取締役 平成16年10月 ジェイ・バス(株)常務執行役員 平成21年6月 当社専務取締役財務担当 平成21年6月 トーカイ(株)取締役(現任) 平成22年10月 当社営業部門・総務部門・財務部門所管 平成24年6月 当社営業部門・総務部門・財務部門所管・全社CSR推進統括(現任) 平成25年3月 PT. TJ Forge Indonesia監査役(現任)	36,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	まつ しま けん じ 松 嶋 健 二 (昭和29年7月13日生)	昭和52年4月 いすゞ自動車(株)入社 平成10年1月 同社購買管理部長 平成12年12月 泰国いすゞ自動車(株)取締役副社長 平成18年2月 同社調達管理部長 平成19年4月 当社顧問 平成19年6月 当社取締役総務担当 平成24年6月 当社常務取締役総務担当・全社CSR推進担当 平成25年3月 PT. TJ Forge Indonesia取締役(現任) 平成25年4月 当社常務取締役工場長・総務担当・全社CSR推進担当 平成25年4月 当社常務取締役生産担当・総務担当・全社CSR推進担当(現任)	36,000株
4	み うら まさ のり 三 浦 昌 則 (昭和29年5月28日生)	昭和48年3月 車体工業(株)入社 平成6年5月 いすゞ自動車(株)入社 (車体工業(株)といすゞ自動車(株)合併) 平成18年1月 同社藤沢 車両製造部車両保全課長 平成20年4月 同社藤沢 車両製造部艀装第一課長 平成22年1月 当社生産担当付部長 平成22年3月 当社工場長兼製造部長 平成23年6月 当社取締役工場長 平成25年2月 当社取締役工場長・アセアン展開推進担当 平成25年3月 PT. TJ Forge Indonesia取締役(現任) 平成25年4月 当社取締役特命担当(現任)	14,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役山際元雄氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

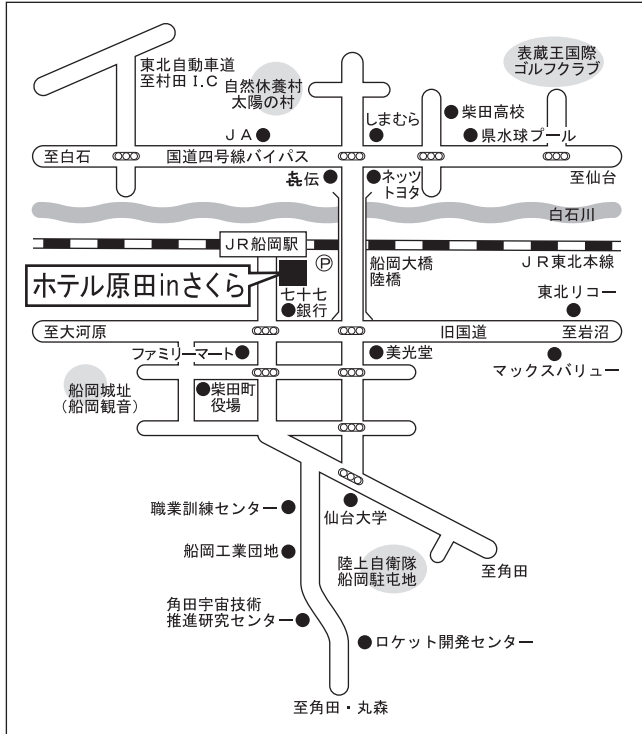
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
木本圭一郎 (昭和28年4月30日生)	昭和51年4月 (株)日本興業銀行入行 平成10年2月 同行 梅田支店副支店長 平成14年12月 (株)みずほコーポレート銀行 業務監査部参事役/監査主任 平成19年7月 (株)みずほ銀行人事部付参事役 みずほスタッフ(株)出向 平成19年12月 みずほスタッフ(株)執行役員業 務第四部長 平成22年1月 同社 執行役員採用部長 平成25年5月 同社 顧問(現任)	0株

- (注) 1. 木本圭一郎氏は、新任の社外監査役候補者であります。
2. 木本圭一郎氏につきましては、長きにわたり金融機関に在籍し、専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社グループ全体の業務執行に関する大所高所からのアドバイスを期待しております。
3. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内

会 場 **ホテル原田inさくら (2F)**
 宮城県柴田郡柴田町船岡中央1-2-3
 電 話 0224-58-2525



<交 通>

- J R東北線 船岡駅から徒歩で1分

東京駅	新幹線→	福島駅	J R線 (下り) →	船岡駅
07:12発やまびこ123号(約1時間36分)		09:00発仙台行き(約44分)		09:44着
東京駅	新幹線→	仙台駅	J R線 (上り) →	船岡駅
07:32発はやて23号(約1時間41分)		09:41発白石行き(約31分)		10:12着

- お車で、村田 I C から15分
- お車でご来場の方にはホテル駐車場がございます。